



2026年 5月21日

各 位

会社名 ReYuu Japan株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 重富 崇史  
(東証スタンダード: 9425)  
問合せ先 執行役員 企画管理部長 武本 遼祐  
電話番号 03-6230-9388  
U R L <https://www.reyuu-japan.com/>

**(訂正) 新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結、並びに当該プログラムに基づく第三者割当による転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行及び第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ**

2026年5月20日に公表しました「新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結、並びに当該プログラムに基づく第三者割当による転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行及び第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ」に一部修正すべき事項がありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

(別紙1)

**ReYuu Japan 株式会社 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項**

15. 本新株予約権の内容

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

**【訂正前】**

本新株予約権者は、2026年6月5日から2028年6月5日(第13項第(2)号(イ)①乃至③、同(ロ)並びに同(ハ)に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

**【訂正後】**

本新株予約権者は、2026年6月8日から2028年6月5日(第13項第(2)号(イ)①乃至③、同(ロ)並びに同(ハ)に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

20. 行使請求受付場所

【訂正前】

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

【訂正後】

ReYuu Japan 株式会社 企画管理部

(別紙 2)

**ReYuu Japan 株式会社 第 5 回新株予約権発行要項**

7. 本新株予約権の総数

【訂正前】

330,000 個

【訂正後】

33,000 個

20. 行使請求受付場所

【訂正前】

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

【訂正後】

ReYuu Japan 株式会社 企画管理部

以 上